

令和6年7月23日

農家組合の皆様

三芳町役場観光産業課

### 令和6事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」のご案内

日頃より町の農業行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「施設園芸セーフティネット構築事業」につきまして、別添のとおり案内がございました。本事業に興味がある方は、令和6年8月9日(金)までに下記JA埼玉県中央会農政・広報・組合員組織担当または埼玉県川越農林振興センター三富農業・地域支援担当までご連絡をお願いします。

施設園芸セーフティネット構築事業とは、

・国と農業者が1:1で積み立てをし、燃料価格が高騰した際に補てん金が支払われます。

・掛け捨てではありません。

・施設園芸農家3戸以上または農業従事者5名以上の農業者団体等が加入できません。

事業内容について、ご不明点等あれば下記お問い合わせ先へご連絡ください。

#### 記

##### 1. 事業名称

施設園芸セーフティネット構築事業

##### 2. 問合せ先

埼玉県川越農林振興センター三富農業・地域支援担当:049-242-1808

JA埼玉県中央会農政・広報・組合員組織担当:048-829-3307

メール:[nousei@chu.st-ja.or.jp](mailto:nousei@chu.st-ja.or.jp)

以上

三芳町観光産業課・農業振興担当

TEL:049-258-0019(内線212)